

筑波大学学生奨学金制度「つくばスカラシップ」緊急支援奨学金について〔学生用〕

本奨学金は、学群及び大学院の正規学生で、主たる学資負担者の死亡や真にやむを得ない失職により家計が急変し、著しく経済的に困窮し、修学が困難となった方に対し緊急支援奨学金（20万円）を給付し、学業の継続を応援することを目的としています。

次に該当する方は、学生部学生生活課（経済支援）へお越しください。

1. 対象者

次の事由が生じた方を給付対象者とします。

(1) 主たる学資負担者の死亡

主たる学資負担者が死亡したことにより家計が急変し、著しく経済的に困窮し、学業継続が困難となった学生

(2) 主たる学資負担者のやむを得ない事由による失職

主たる学資負担者が真にやむを得ない事由で失職したことにより家計が急変し、著しく経済的に困窮し、学業継続が困難となった学生

（真にやむを得ない事由とは、解雇、重病または重症による退職、会社の倒産、自己破産による失職をいいます。定年、勸奨、任期満了及び自己都合による退職は除きます。）

（再就職された場合は該当しません。）

2. 申請時期

上記「1」の事由が生じてから、必ず6ヶ月以内に申請してください。

3. 支援奨学金

一律200,000円を給付します。返済義務はありません。

給付は1人につき在学中1回限りとします。

4. 給付人数

毎年度予算の範囲内で実施します。

5. 申請時に必要な書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。詳細については学生部学生生活課でお知らせします。必要な書類が整わない場合は申請できませんので注意してください。

(1) 緊急支援奨学金申請書（別紙1）

(2) 申請事由に係る証明書（別表1参照）

(3) 家計状況に係る証明書（別表2参照）

6. 選考及び決定

提出書類に基づき事由および家計状況を審査のうえ、給付の有無を決定します。

なお、家計状況の審査にあたっては、授業料免除の規程を準用します。退職金や保険金の支給があった場合には臨時所得として収入に加算します。

7. 給付が決定した際に提出する書類

給付が決定した場合には、振込依頼書を提出していただきます。

8. 注意事項

故意による虚偽の申請があった場合には、給付の決定を取り消し、既に奨学金を給付した場合には全額を返納していただきます。事実に基づき正しく申請してください。

なお、本奨学金は一時金のため、他に「授業料免除」や「継続した奨学金」の申請をお勧めします。

9. 本奨学金に関する問合せ先は次のとおりです

学生部学生生活課（経済支援） スチューデントプラザ3階

別表第1 申請事由に係る証明書類（授業料免除申請時の書類と同様です。）

申請事由	証明書類
主たる学資負担者の死亡	死亡診断書（写） 等
主たる学資負担者の失職	次のうち該当するもの ・ 解雇に関する通知書（写） ・ 会社の倒産等を証明する書類（写） ・ 破産を証明する書類（写） ・ 雇用保険受給資格者証（写） ・ 医師の診断書（写） ・ 退職証明書（写） 等

別表第2 家計状況に係る証明書類（授業料免除申請時の書類と同様です。）

証明書類
生計を一緒にする者全員の所得証明書及び次のうち該当するもの ・ 昨年の源泉徴収票（写） ・ 最近3ヶ月の給与明細書（写） ・ 昨年の確定申告書（写） ・ 最新の年金支払通知書（写） ・ 収支状況申告書 ・ 退職金支給証明書（写） ・ 保険金支払通知書（写） 等